（参考資料）

Ver.1-2

令和8年熊本地震により被災された農林水産業関係者の皆様へ

令和8年熊本地震による農林水産関係被害への支援策

令和8年8月

農林水産省

令和８年熊本地震により、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被害にあわれたすべての方々に心よりお見舞いを申し上げます。
また、現地で様々な活動に当たっている方々に感謝申し上げます。

農林水産省としてはこれまでに、避難生活を余儀なくされている皆様への食料支援、被害状況の把握や応急対策のための職員派遣（MAFF-SAT）などを行ってきました。

そして、８月27日、政府において「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」が取りまとめられました。
農林水産省としても、このパッケージにおいて、今般の地震による農林水産関係被害への支援策を盛り込んでいるところです。

この資料は、被災された農林水産業関係者の皆様に支援策を知っていただき、御活用いただけるよう取りまとめたものです。
御不明点がございましたら、それぞれのページに記載されている問合せ先までご連絡ください。

目　　次　(1/2)

＜災害復旧＞
農地や水路、林道等を復旧してほしい　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
農業者が自ら行う復旧作業を支援してほしい　・・・・・・・・・・・・・・・・　2
災害査定の効率化について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
農地・農業用施設の改良復旧について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
事前着工による早期営農再開に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
農業用施設等の機能確認を支援してほしい　・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
＜人的・技術的支援＞
災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組　・・・・・・・・・・　7
＜資金調達＞
施設復旧のための資金や運転資金を調達したい　・・・・・・・・・・・・・・・　9
＜被災ハウス、農作物等の処理＞
被災した農業用ハウス、農作物等を処理したい　・・・・・・・・・・・・・・・１０
＜ハウス再建･農業用機械の取得＞
耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい　・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
パイプハウスを再建したい　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
農業用ハウスを補強したい　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい　・・・・・・１５
農業用機械等の再取得や修繕に際し費用を低減したい　・・・・・・・・・・・１６
＜共同利用施設･卸売市場施設等の再建･修繕、再編集約･合理化＞
共同利用施設・卸売市場施設の再建・修繕、再編集約・合理化について・・・　１７
＜農業共済、収入保険＞
被災した農業者に対する農業保険（収入保険、農業共済）の対応について・・　１８
収入保険の仕組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
果樹共済について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
園芸施設共済について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

目　　次　(2/2)

＜その他農業＞
被害を受けた水田農家への支援策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
大豆等の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援　・・・・・・・・・・・　２３
被害を受けた果樹農家への支援策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
被害を受けたいぐさ農家への支援策について・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
生産資材を購入し、営農を再開したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
酪農・畜産関係の支援を受けたい　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
農地、農業用施設、鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい　・・・・・・・　２９
就農準備資金・経営開始資金、雇用就農資金等の就農支援関連事業の
取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
＜林業＞
被災した山地、森林作業道の復旧や被害木の伐採をしてほしい　・・・・・・　３２
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備を
してほしい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
滞留する製紙用チップや輸出用原木等の新たな販売先を確保したい・・・・　３４

＜水産業＞
漁港施設等の復旧をしてほしい　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
被災した漁船に係る漁船保険等の対応について　・・・・・・・・・・・・・・　３６
水産業共同利用施設、養殖資機材、ノリ乾燥機を復旧したい・・・・・・・・　３７

※　本支援対策は、予算の範囲内で実施。

農地や水路、林道等を復旧してほしい

被災した農地や水路、林道、農協・森林組合・漁協等が所有する農林水産物倉庫等を復旧する場合、以下の災害復旧事業等による支援を受けることが可能です。

対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
農地や水路の復旧	1箇所工事費40万円以上について、**災害復旧事業（農地・農業用用排水路等）**による支援 （事業実施主体：地方公共団体, JA, 土地改良区等）	国　：農地 50%　農業用施設 65% （暫定法による補助率嵩上げ 農地 約86%※　農業用施設 約96%※ 激甚災害指定の場合、更に補助率が嵩上げ 農地 約97%※　農業用施設 約99%※） ※嵩上げされた補助率は過去5か年の実績の平均であり、目安として記載。 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	農村振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211 【九州農政局】 農村振興部防災課 TEL：096-300-6520
林道の復旧	1箇所工事費40万円以上について、**林道施設災害復旧事業**による支援 （事業実施主体：地方公共団体等）	国　：激甚災害指定の場合、 94%（過去５か年の実績） 施設管理者(県、市町村等) ：100%－国の負担 詳細	林野庁整備課 TEL:03-6744-2304
農林水産物倉庫等の復旧	1箇所工事費40万円以上について、**農林水産業共同利用施設災害復旧事業**による支援 （事業実施主体：地方公共団体, JA等）	国　：激甚災害指定の場合、50% （年度末に農林水産大臣が告示した市町村は90%） 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担+県等の負担) 詳細	大臣官房地方課 災害総合対策室 TEL:03-6744-0578 【九州農政局】 経営・事業支援部 経営支援課 TEL：096-211-9111（代）

農業者が自ら行う復旧作業を支援してほしい

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが小規模な水路等の復旧活動を行う場合は、以下の事業による支援を受けることが可能です。

１．支援の内容

（１）農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金）
（２）農業者の自力施工による区画拡大や水路整備などの耕作条件の改善を支援（農地耕作条件改善事業）
（３）被災した鳥獣被害防止施設の自力施工による再整備を支援（鳥獣被害防止総合対策交付金）

２．対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	農家等の負担	担当及び問合せ先
(1)地域共同による復旧活動の支援	**多面的機能支払交付金**により、損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援	国　　：1/2 都道府県：1/4 市町村　：1/4 詳細	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2447 【九州農政局】 農村振興部農地整備課 TEL：096-300-6495
	中山間地域等において、被災した農地や農地周りの施設の地域共同による復旧活動に既配分の**中山間地域等直接支払交付金**を充当可能	国　　：1/2 都道府県：1/4 市町村　：1/4 詳細	農村振興局 農村政策部地域振興課 TEL：03-3501-8359 【九州農政局】 農村振興部農村計画課 TEL：096-300-6415
(2)耕作条件の改善等	被災を契機に行う農地の大区画化、水路の更新整備などを**農地耕作条件改善事業**により支援(総事業費200万円以上、受益者２者以上等)	国　：定額 詳細	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2208 【九州農政局】 農村振興部農地整備課 TEL：096-300-6502
(3)鳥獣被害防止施設の再整備	被災した鳥獣被害防止施設の再整備を行う場合、必要な資材費を**鳥獣被害防止総合対策交付金**により支援	国　：定額 詳細	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958 【九州農政局】 農村振興部農村環境課 TEL：096-300-6436

災害査定の効率化について

○　平成29年１月より**「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」**を新たにルール化

1　対象となる災害及び都道府県

（１）対象となる災害

・区分Ｓ：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたもの

・区分Ａ：激甚災害（本激）に指定された災害（今回該当）

（２）対象となる都道府県

・農林水産省に対する当該災害の被害報告における被災箇所数が、過去５箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えた都道府県

2　効率化の内容

・机上査定上限額の引上げ：500万円未満　→　査定見込み件数の概ね７割（農地・農業用施設は９割）までの額

・採択保留額の引上げ：２億円以上　→　２億円を超え採択保留された件数の概ね６割までの額

・査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

・一箇所工事の要件緩和：工事の工期や発注単位を勘案した被災箇所の統合※

※150mを超えた統合も可能

3　効率化により期待される効果

・机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮

・採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加

・査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮

以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援

農地・農業用施設の改良復旧について

被災した農地・農業用施設の復旧に当たっては、被災前の状況に復旧するだけではなく、**再度災害の防止や生産性の向上等に向けた取組（改良復旧）を推進。**

管水路基礎材の液状化対策

被災状況（管水路）

改修内容（管水路）

被災した畦畔の復旧を省略し農地を大区画化

被災状況（農地）

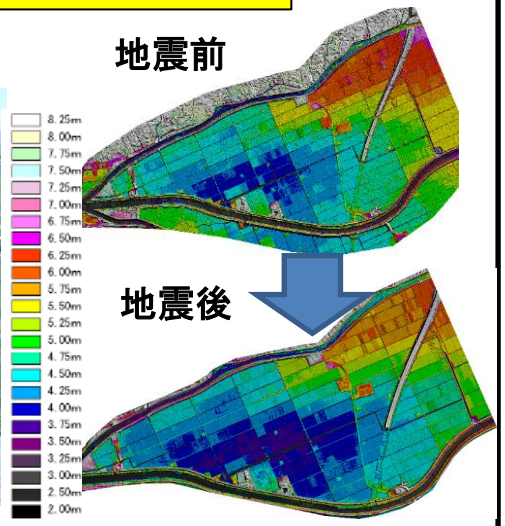

地震により農地が沈下

改修内容（農地）

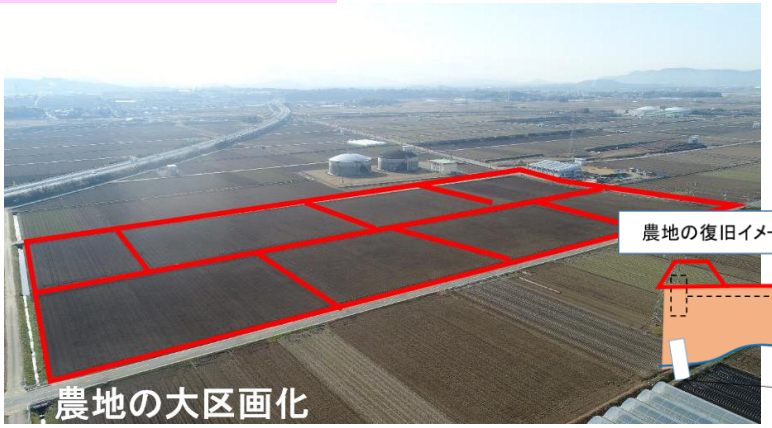

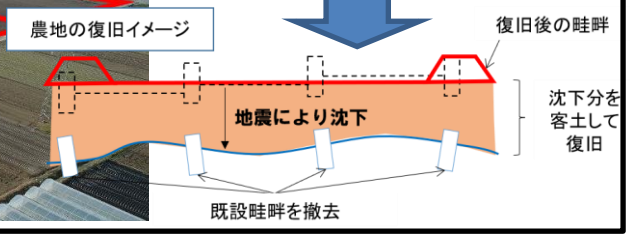

事前着工による早期営農再開に向けて

公共

農地農業用水路等が被災した場合、災害査定を待たずに、復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復旧が可能。実施にあたっては以下の①、②を留意するとともに市町村と相談いただきたい。

① 施設等の被災状況を事前に調査、撮影
② 査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等を整理

ハウス・機械等

農業用ハウス、農業用機械（中古を含む）、共同利用施設等の再建・修繕、再編集約・合理化の事前着工等については、県や市町村に被害の報告をするとともに、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に以下の①、②の資料を保存いただきたい。

① 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
② 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

自力施工

災害復旧事業では、市町村等から作業委託を受けたJA等が農家や農業生産法人と契約を結ぶことにより、農家等に対し労務費や機械のリース代を支払うことが可能です（直営施工）。

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが地域共同により、農地や水路等の復旧活動を行う場合は、多面的機能支払交付金等による支援を受けることも可能です。

農業用施設等の機能確認を支援してほしい

地震等の大規模自然災害を受け、地方公共団体等が行う施設の機能の診断や今後の災害を未然に防止するために緊急的に必要な点検・調査、補修等を支援します。

対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
農業水利施設、農業集落排水施設等	大規模自然災害が発生した地域における農業水利施設等の機能を診断する、又は今後の災害を未然に防止するために緊急的に必要な点検・調査、補修等を支援 （国営かんがい排水事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業 農村整備事業）	国　：定額等 （点検・調査、補修等のソフト経費） 詳細 国営かんがい排水事業 詳細 農業水路等長寿命化・防災減災事業 詳細 農村整備事業	（国営かんがい排水事業） 農村振興局整備部 水資源課 TEL:03-6744-2206 【九州農政局】 農村振興部水利整備課 TEL：096-300-9494 （農業水路等長寿命化・防災減災事業） 農村振興局整備部 水資源課 TEL:03-3502-6246 【九州農政局】 農村振興部水利整備課 TEL：096-300-6485 （農村整備事業） 農村振興局整備部 地域整備課 TEL:03-6744-2200 【九州農政局】 農村振興部地域整備課 TEL：096-300-6510

災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組

○近年、地震や台風等の自然災害が多発し、被災地方公共団体の深刻な人員不足等も相まって、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧に支障。
○このため、①国の職員派遣、②地方公共団体間の職員派遣促進、③民間コンサルタント確保に向けた対応により、被災地の早期復旧を人的な面から支援。

① 農林水産省の職員派遣

災害発生時に、農林水産省から職員（MAFF-SAT）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

MAFF-SAT
（農林水産省サポート・アドバイスチーム）

→ 派遣

被災地方公共団体等
被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援

② 地方公共団体間の職員派遣の促進

○通常行う総務省による職員派遣調整に加え、農林水産省が地方公共団体と直接調整。
○地方公共団体職員研修の実施、充実。

【地方公共団体のメリット】
・職員派遣により、自らの災害対応力がレベルアップ。
・被災時に、協力が得られやすい。

〔総務省による派遣スキーム（災害時）〕

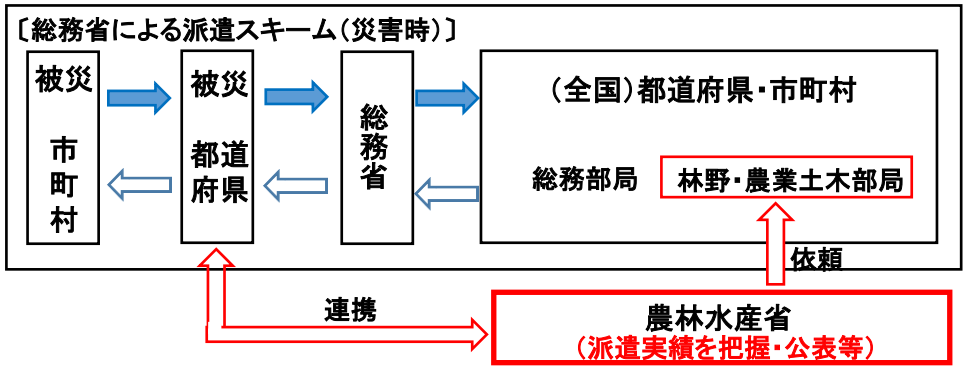

財政措置：派遣先地方公共団体が負担（地方自治法）
⇒実績額（給料、手当、旅費等）の8割を特別交付税で措置

③ 大規模災害時の民間コンサルタント確保に向けた対応

○大規模災害時に、農林水産省が被災地方公共団体からの要請をうけ、文書等により全国のコンサルタントに広域的な協力を要請。
○激甚災害の指定により、査定準備等の外注費が国の補助対象となることから、広域的な契約により発生する旅費や歩掛等の追加経費について、実績に基づき適切に計上するよう地方公共団体等に周知・指導。

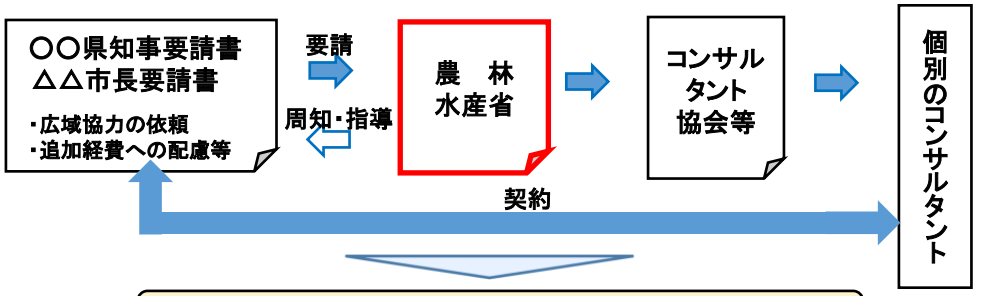

災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組（参考）

● 令和8年熊本地震による被害発生後、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を人的・技術的な面から支援しています。

人的支援

〇被災地方公共団体に対し、迅速な被害の把握のためリエゾン派遣を実施しています。

〇被害を受けた農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の早期復旧のため、国の職員を派遣し、技術的助言や指導等を実施しています。

➢ 発災後から９月１日までで、延べ4,000名以上の職員を派遣

〇 担当及び問い合わせ先（人的・技術的支援）

支援分野	担当及び問合せ先
農業土木関係	【本省】農村振興局整備部防災課　TEL：03-6744-2211 【九州農政局】農村振興部防災課　TEL：096-300-6520
林野関係	林野庁森林整備部治山課　TEL:03-3501-4756
水産関係	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課　TEL:03-3502-5638

施設復旧のための資金や運転資金を調達したい

施設復旧のための資金融資等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

１．支援の内容

（１）農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金の貸付限度額を引上げ
（２）災害関連資金について、貸付当初５年間の金利負担軽減（２％）※1
（３）災害関連資金について、実質無担保・無保証人化
（４）農業近代化資金等について、債務保証料を引受当初５年間免除
（５）資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予等が適切に講じられるよう金融機関等に要請

農業　林業　水産

２．対策事業と農林漁業者の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
貸付限度額の引上げ	農林漁業セーフティネット資金は「1,200万円又は年間経営費等の12分の12」、農林漁業施設資金は「負担額の100％又は１施設1,200万円」に**貸付限度額を引上げ**		（農業関係） 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 （林業関係） 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037 （水産関係） 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347 【九州農政局】 （農業保証関係のみ） 経営・事業支援部 経営支援課 TEL：096-211-9111（代）
金利負担軽減	経営再建のための**農林漁業セーフティネット資金**や施設の復旧のための**農林漁業施設資金等の災害関連資金**	貸付当初５年間の金利負担軽減（２％）※1 （間接被災者も対象）	
実質無担保・無保証人化	**災害関連資金（日本公庫資金）**について、**実質無担保・無保証人**での貸付け		
	農業近代化資金等の借入れについて、**実質無担保・無保証人**での保証引受 ※２		
保証料免除	農業近代化資金等の借入れに対する**農業信用基金協会等の債務保証** ※３	引受当初５年間保証料免除 （林業においては間接被災者も対象）	
金融機関等への要請	資金の円滑な融通・既往債務の償還猶予　等		
	通帳・印鑑等を紛失した場合でも払戻しを可能とする　等		

※１　林業者においては、貸付当初10年間
※２　農林漁業が対象。なお、林業は民間資金の借入に対する（独）農林漁業信用基金の債務保証が、漁業は漁業近代化資金及び民間資金の借入れに対する漁業信用基金協会の債務保証が対象
※３　農林業・木材産業が対象。なお、林業・木材産業は民間資金の借入れに対する（独）農林漁業信用基金の債務保証が対象

被災した農業用ハウス、農作物等を処理したい

被災した農業用ハウス、農作物等の処理については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

１．支援の内容

（１）出荷できなくなった農作物等の撤去（持続的生産強化対策事業）
（２）被災した農業用ハウス等の処理（災害廃棄物処理事業、農地利用効率化等支援事業、持続的生産強化対策事業）

２．対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農作物等の撤去	**持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）**	国：作物残さ　10aあたり1,500円以内 ガラス等　10aあたり14,000円以内 保管中のいぐさ及び畳表 １人１日あたり5,500円以内 農業者：事業費と補助額の差額	農産局 総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 096-211-9111（代）
被災した農業用ハウスの撤去	作物転換や規模拡大等に取り組む場合、不要となったパイプ等の撤去にかかる経費について、**持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）**により支援	国　：1/2 農業者：1/2	農産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL:096-211-9111（代）
	農業者等が行う場合、**農地利用効率化等支援事業(被災農業者支援タイプ)**により支援 ※　今後も営農を継続することが条件	国　：園芸施設共済加入者は共済金の国庫相当額（2/10）と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担)	経営局 経営政策課 TEL:03-3502-6444 【九州農政局】 経営・事業支援部 経営支援課 TEL：096-211-9111（代）
被災した農業用ハウス、農作物等の処理	被災した農業用ハウス、農作物等が長期間放置され新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるなど、生活環境保全の観点から支障があると認められる場合であって、市町村が一体的に収集(撤去を含む)、運搬及び処分を行う場合、**災害廃棄物処理事業**により市町村の処理費用を支援	国　：50% 市町村　：50%（うち特別交付税の措置：47.5%） 農家　：0	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 TEL:03-5521-8337

被災した農業用ハウスや農作物等の処理について

１．事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウスや農作物等の処理を支援。

２．処理スキーム

（１）集積所を経由する場合（農家が集積所まで持込（自力又は業者発注））

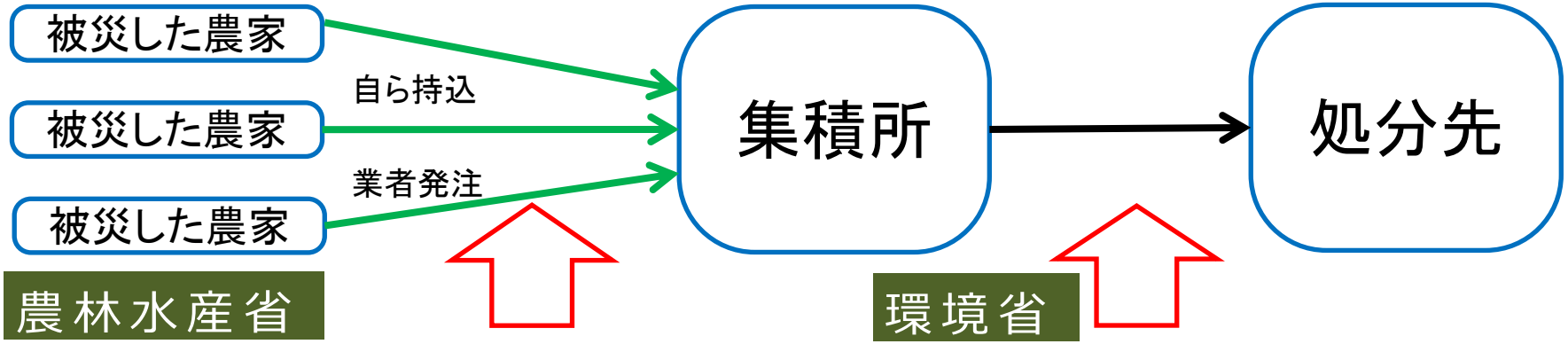

【被災ハウスの解体から運搬まで業者発注】
・強い農業づくり総合支援交付金（被災施設整備等対策）（再建等とセット）
・農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）（撤去のみも対象）
【被災ハウス資材の収集から運搬まで業者発注、被災した農作物や培地等の撤去】
持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）

市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して処理

（２）集積所を経由しない場合(農業者がハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)

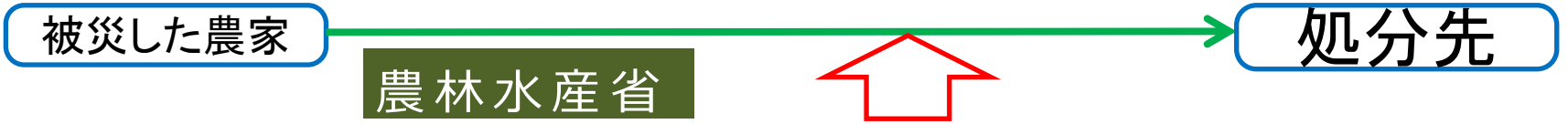

【被災ハウスの解体から処分まで業者発注】
・強い農業づくり総合支援交付金（被災施設整備等対策）（再建等とセット）
・農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）（撤去のみも対象）
【被災ハウス資材の収集から処分まで業者発注】
持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）

耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい

被災した耐候性ハウスやガラスハウスの再建は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスの部材の撤去	農業者等が部材やガラス片の撤去を行う場合、**農地利用効率化等支援事業(被災農業者支援タイプ)**により支援 ※今後も営農を継続することが条件	国　：園芸施設共済加入者は共済金の国庫相当額（2/10）と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	経営局 経営政策課 TEL:03-3502-6444
	農業者の組織する団体等(５名以上)が行う場合、**強い農業づくり総合支援交付金(被災施設整備等対策)**により支援 ※再整備に伴う場合のみ	国　：1/2 県等：県と市町村による負担 農業者の組織する団体等：100%－ (国の負担＋県等の負担) 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL:096-211-9111（代）
飛散したガラス等の撤去	1箇所工事費40万円以上について、農地に混入したガラス片を市町村等が撤去を行う場合、**災害復旧事業**により支援 (事業実施主体：地方公共団体, JA, 土地改良区等)	国　：激甚災害指定の場合、96%～98% （過去5箇年の実績）） 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	農村振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211 【九州農政局】 農村振興部防災課 TEL:096-300-6520
	上記の災害復旧事業の対象とならない土砂の撤去（ガラス等混入も可）を行う場合、**農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）**により支援(助成対象者：農業者等) ※今後も営農を継続することが条件	国　：園芸施設共済加入者は共済金の国庫相当額（2/10）と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	経営局 経営政策課 TEL:03-3502-6444 【九州農政局】 経営・事業支援部 経営支援課 TEL:096-211-9111（代）
耐候性・ガラスハウスの再建	農業者の組織する団体等(５名以上)が行う場合、**強い農業づくり総合支援交付金（被災施設整備等対策）**により支援	国　：1/2 県等：県と市町村による負担 農業者の組織する団体等： 100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL:096-211-9111（代）

パイプハウスを再建したい

被災したパイプハウスの再建については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスや土砂混じりがれきの撤去	農業用ハウスの再建等に伴う撤去や油などが混入した土砂の撤去を業者に発注する場合、**農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）**により支援 ※今後も営農を継続することが条件	国　：園芸施設共済加入者は共済金の国庫相当額（2/10）と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	経営局 経営政策課 TEL:03-3502-6444
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要なパイプハウスの生産資材の購入(自力施工)と併せて被災ハウス資材及びこれと一体的に行う流入した土砂を処分する場合、**持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）**により実施 ※解体費用は含まない	国　：1/2 農業者：1/2 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL:096-211-9111（代）
農業用ハウスの再建・修繕	農業用ハウスの再建・修繕等を業者に発注する場合、**農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）**により実施 ※今後も営農を継続することが条件	国　：園芸施設共済加入者は共済金の国庫相当額（2/10）と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は最大3/10 （共済加入者への補助率が上限） 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	経営局 経営政策課 TEL:03-3502-6444 【九州農政局】 経営・事業支援部 経営支援課 TEL:096-211-9111（代）
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要なパイプハウスの生産資材の購入等を行う場合（自力施工）、**持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）**により実施	国　：1/2 農業者：1/2 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL:096-211-9111（代）

農業用ハウスを補強したい

被災した農業用ハウスの補強は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災を機とした農業用ハウスの補強	再建・修繕等と併せて業者に発注して補強を行う場合、**農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）**により実施 ※今後も営農を継続することが条件	国　：3/10 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	経営局 経営政策課 TEL:03-3502-6444 【九州農政局】 経営・事業支援部 経営支援課 TEL：096-211-9111（代）
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために、自力施工により、被災したハウスの補強を行う場合、**持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）**により、必要な生産資材の購入費用を支援	国　：1/2 農業者：1/2 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL:096-211-9111（代）

被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい

豪雨での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、ＪＡやＪＡ出資法人が主体となって耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資を軽減することが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
耐候性ハウスへの転換	農業者の組織する団体等（５名以上）が行う場合、**強い農業づくり総合支援交付金（被災施設整備等対策）**により支援	国　：1/2 県等：県と市町村による負担 農業者の組織する団体等（事業実施主体） ：100%－（国の負担＋県等の負担） 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL：096-211-9111（代）
パイプハウスの再建	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材の購入等を行う場合（自力施工）、**持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）**により実施	国　：1/2 農業者：1/2 詳細	

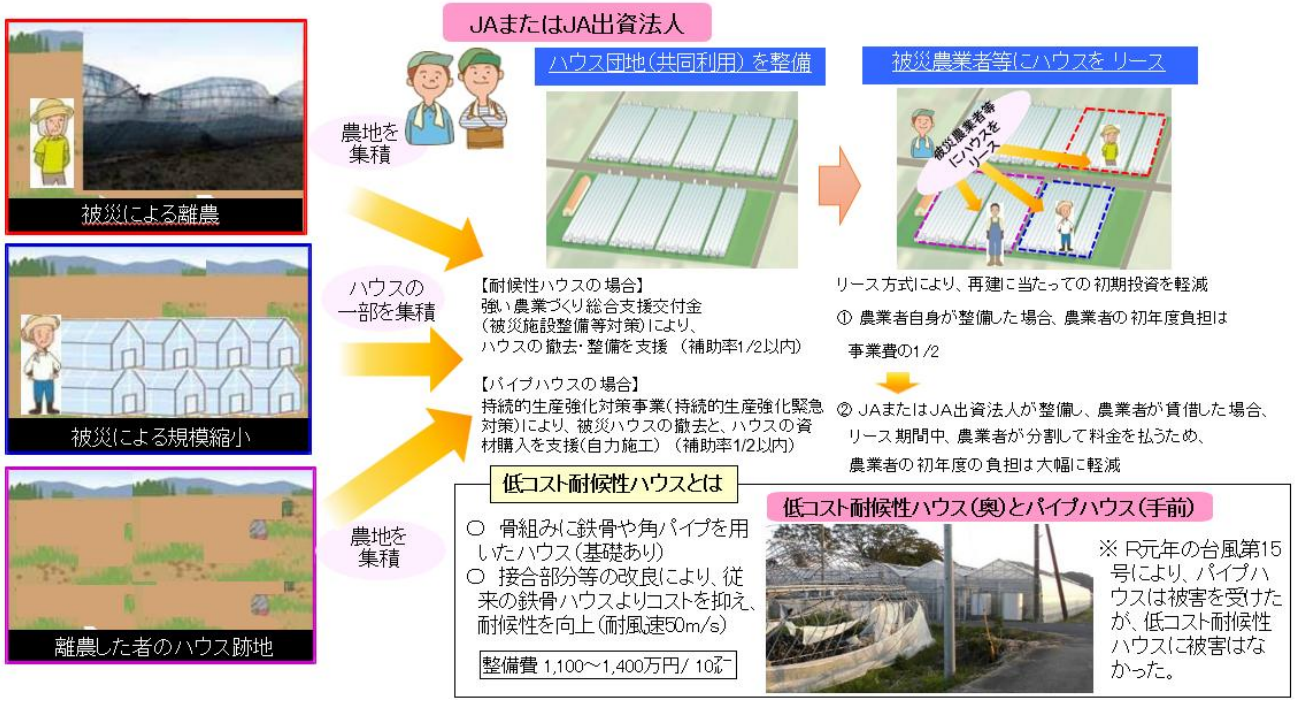

農業用機械等の再取得や修繕に際し費用を低減したい

被災した農業用機械等の取得、修理等については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

１．農業用機械等の再取得・修繕

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用機械等の再取得（中古農機を含む。）、修繕	被災した農業者のい草の織機や潅水用ポンプ、トラクターなどの農業用機械等の再取得や修繕費用について、**農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）**により支援 ※今後も営農を継続することが条件	国　：1/2以内 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	経営局 経営政策課 TEL:03-3502-6444 【九州農政局】 経営・事業支援部 経営支援課 TEL:096-211-9111（代）

２．農業用機械等のリース

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用機械等のリース方式による導入	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組む場合に、農業用機械等のリース導入費用について、**持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）**により支援	国　：本体価格の1/2 農業者：1/2 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL:096-211-9111（代）

共同利用施設・卸売市場施設の再建・修繕、再編集約・合理化について

被災した共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕、再編集約・合理化を支援します。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共同利用施設等の再建・修繕	農業者の組織する団体等（５名以上）が行う場合、**強い農業づくり総合支援交付金（被災施設整備等対策）**により支援	国　：1/2 県等：県と市町村による負担 農業者の組織する団体等：100%－ （国の負担＋県等の負担） 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL：096-211-9111（代）
	被災した農林水産物加工・販売施設等の再建・修繕及び損壊施設の撤去等を**農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）**により支援 ※対象施設は、本事業（前歴事業を含む）で整備した施設に限る。	国：1/2等 事業実施主体等：事業費と交付額の差額	（定住促進・交流対策型） 農村振興局 地域整備課 TEL：03-3501-0814 【九州農政局】 農村振興部地域整備課 TEL：096-300-6510 （産業支援型） 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-6744-2497 【九州農政局】 農村振興部都市農村交流課 TEL：096-300-6427
共同利用施設の再編集約・合理化	農業者の組織する団体等（５名以上）が行う場合、**新基本計画実装・農業構造転換支援事業（被災した共同利用施設の再編集約・合理化）**により支援	国：自治体の負担があれば最大58.3% 県等：県と市町村による負担 農業者の組織する団体等：100%－ （国の負担＋県等の負担） 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL：096-211-9111（代）
卸売市場の再建・修繕	被災した卸売市場施設の再建・修繕及び損壊施設の撤去等を**強い農業づくり総合支援交付金（被災施設整備等対策）**により支援	国：1/2等 事業実施主体等：事業費と交付額の差額 詳細	新事業・食品産業部 食品流通課 TEL：03-6744-2059 【九州農政局】 経営・事業支援部 食品企業課 TEL：096-211-9111（代）

被災した農業者に対する農業保険（収入保険、農業共済）の対応について

収入保険や農業共済における補塡金の支払等を実施。

支援内容と農業者の負担割合

<table>
<tr><th>支援内容</th><th>対応事業</th><th>支援の内容</th><th>担当及び問合せ先</th></tr>
<tr><td>収入保険の補塡金の支払等</td><td>被災した収入保険加入者に対し、全国農業共済組合連合会が補塡金の支払を実施。被災により補塡金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に無利子のつなぎ融資を実施
（これにより、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られる）</td><td>加入時に
国　：保険料の50%
農業者：保険料の50%

国　：積立金の75%
農業者：積立金の25%</td><td rowspan="6">（収入保険関係）
経営局
保険課
TEL：03-6744-7148

（農業共済関係）
経営局
保険監理官
TEL：03-3502-7380</td></tr>
<tr><td>共済金の早期支払</td><td>農業共済の加入者に対し、共済金を早期に支払う</td><td rowspan="4">加入時に
国　：共済掛金の原則50%
農業者：共済掛金の原則50%</td></tr>
<tr><td>果樹の損害に対する共済金の支払</td><td>果樹共済の加入者に対し、基準となる平年の収穫量から一定の割合以上の減収があった場合に共済金を支払う</td></tr>
<tr><td rowspan="2">園芸施設の損害に対する共済金の支払</td><td>園芸施設共済の加入者に対し、園芸施設の被害の程度に応じて共済金を支払う</td></tr>
<tr><td>撤去費用を補償対象に追加している園芸施設共済の加入者に対し、撤去費用の共済金を支払う</td></tr>
<tr><td>共済掛金等の払込期限等の延長</td><td colspan="2">令和８年熊本地震の被害により災害救助法が適用された熊本県の21市町村において、農作物共済、畑作物共済、果樹共済、園芸施設共済及び家畜共済の共済掛金の払込期限を原則として令和８年10月末まで延長し、収入保険の保険料等の納付期限を保険期間の開始する日から起算して11か月を経過する日を限度に延長する</td></tr>
</table>

収入保険の仕組み

○　収入保険は、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入全体を補填する制度（平成31年１月から開始）。

○　加入者に対し、保険期間の収入が基準収入の９割を下回った場合に、その差額の９割までを補填。

○　また、補填に際し、信頼度の高い青色申告の農業収入金額を活用することで、効率的な事務運営を実施。
加えて、インターネット申請、自動継続特約の導入により加入者の利便性の向上や事務の負担を軽減。

実施主体	全国農業共済組合連合会（平成30年４月設立） （加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合等へ委託）
対象者	青色申告を行っている農業者※（個人・法人） ※　加入申請時に、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が１年分あれば加入可
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 ※　マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外
基準収入	農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大特例、収入上昇傾向特例により上方修正）
補填方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補填
保険方式の保険料	掛捨て（50%の国庫補助） ※保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていく仕組み
積立方式の積立金	掛捨てではない（75%の国庫補助）

＜補填方法＞

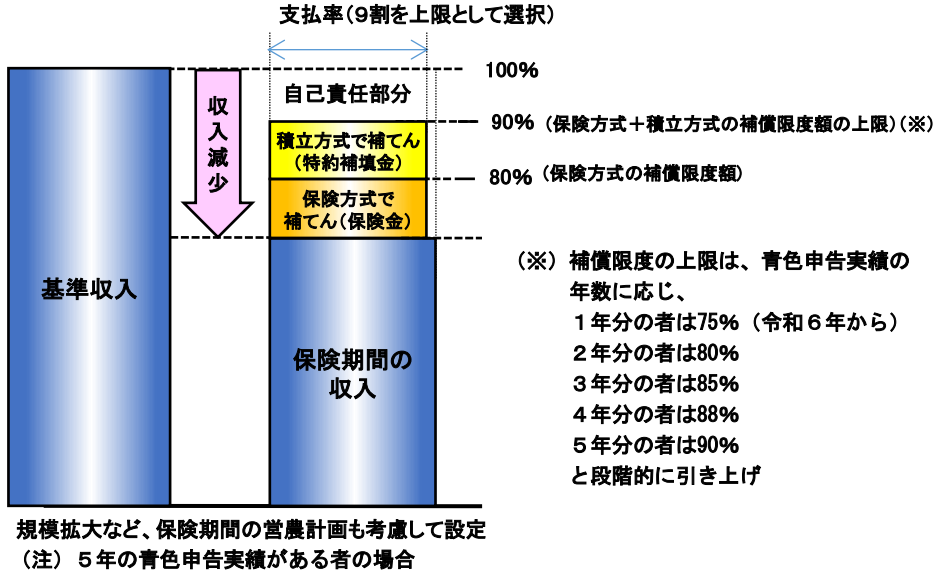

＜つなぎ融資＞

災害等により補填金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に無利子のつなぎ融資を受けることができる。

※　収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度はどちらかを選択して加入

果樹共済について

果樹共済の対象品目

（※）赤字は熊本県農業共済組合が引受対象としている品目

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

【指定かんきつ】
はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平

補償期間

花芽の形成期(春枝の伸長停止期)から果実を収穫するまで

補償内容（＝受け取れる共済金）

農業者が選択した引受方式、補償割合（４割～８割）に基づき、基準となる平年の収穫量から一定の割合以上の減収があった場合（※）に共済金が支払われます。

（※）補償対象となる事故：風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害

共済掛金（＝農業者の費用負担）

共済掛金の50%を国費で補助（＝掛金国庫負担金）

園芸施設共済について

◎補償対象：ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等（※暖房器具、栽培棚などの附帯施設や撤去費用も補償の対象に追加可能）

◎補償対象とする事故：風水害、雪害などの自然災害（地震及び噴火を含む）の他、火災、航空機の墜落、車両の衝突なども幅広く補償

◎補償額：築年数に応じて補償額（新築時の資産価値の8～4割）を設定（※どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償）

特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能【令和2年9月から】

特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）：復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約：新築時の資産価値の最大2割を補償

◎補償の下限：損害額が3万円を超える場合に補償（特約を付加すれば、1万円を超える場合に補償）

◎補償期間：1年間

◎掛金：掛金の半分は国が負担（標準コース）

無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き（最大5割引）

（パイプハウス（10a、4年経過）の掛金例）

標準コース	
掛金 26，000円	全損した場合の共済金 283万円

※試算の前提：パイプハウス（19㎜）、4年経過（被覆材は毎年張替）、10a、新築時の資産価値426万円、現在価値額353万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金

＜パイプハウスの場合＞

※特約を両方付した場合

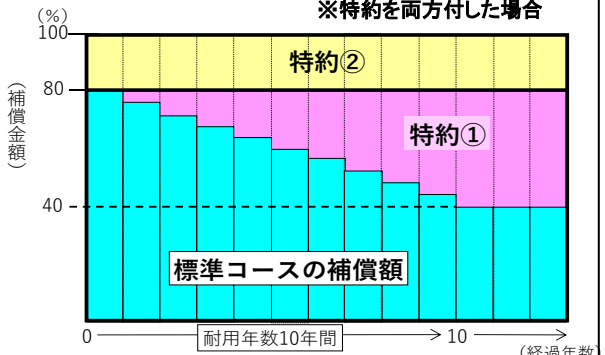

※特約には国の掛金補助はありません。

【掛金の割引】

○小さな被害を補償範囲から外すことにより、掛金が大幅割引きになります。

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が10万円を超える場合に補償 掛金 14，800円（43%割引）	全損した場合の共済金 283万円 （標準コースと変わらない）
損害額が20万円を超える場合に補償 掛金 8，500円（66%割引）	
損害額が50万円を超える場合に補償 掛金 3，100円（88%割引）	
損害額が100万円を超える場合に補償 掛金 1，100円（96%割引）	

※試算の前提は標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

○集団加入割引

生産部会等の集団で加入すると、掛金を5%割り引きます。

○太いパイプハウスの割引

太いパイプ（31.8㎜以上）ハウスや補強により同程度の強度を満たすパイプハウスは、掛金が15%安くなります。

○耐用年数を大幅に超過した施設の除外

全棟加入が原則ですが、耐用年数を大幅に超過した施設（耐用年数の2.5倍）を補償範囲から外すことにより掛金を安くすることも可能です。

被害を受けた水田農家への支援策について

○　水稲作の継続支援

今回の地震で被害を受けた農家が、水稲の作付けを継続するために必要な取組を支援します。

対応事業	支援の内容（補助率等）	担当及び問合せ先
水稲の収穫等が可能な農家に対し、被害を受けた農業機械のレンタル等、水稲作継続のための取組に要する経費を**持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）**で支援	①作業委託、機械レンタル等：1/2 ②作物残さ撤去：10aあたり1,500円以内　等 詳細	農産局穀物課 TEL:03-6744-2010 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL:096－211-9111（代）

○　大豆等の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援

今回の地震で被害を受けて、大豆等の栽培の継続を断念した場合であっても、以下の支援の対象となります。

（大豆の場合）

農　業　共　済 (※1)		水田活用の直接支払交付金 (※2) (※4) （水田のみ）		畑作物の直接支払交付金 (※3)
○	＋	○ （3.5万円/10a）	＋	○ （2.0万円/10a）

（※１）　農業共済は、農業共済に加入しており、被災時点で責任期間（移植期又は発芽期から収穫まで）にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。（詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。）

（※２）　水田活用の直接支払交付金については、都道府県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。（詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。）

（※３）　栽培の継続を断念した大豆は、面積払（2.0万円/10a）のみが対象となります。交付対象者は、認定農業者（法人、個人）、集落営農（法人化したものを除く）、認定就農者であり、規模要件はありません。

（※４）　水田活用の直接支払交付金等では、災害救助法が適用された市町村を対象に、水田に作付けする品目について記載する営農計画書や、交付金の申請書等について、その期限を9/30まで延長しています。

被害を受けた果樹農家への支援策について

今回の地震で落果などの被害を受けた果樹農家に対し、経営継続に向けた取組を支援します。

１．支援の内容

被災に伴う病害の発生・まん延防止（落果の処分・追加防除）及び樹勢回復（整枝・追加施肥）の取組への支援

２．対応事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
病害の発生・まん延防止 （被災による果実の落下に伴う病害の発生・まん延防止に必要となる落下果実の処分及び追加防除に必要となる作業労務費及び薬剤費）	**地震被害に対する果樹農業継続特別支援※** **※持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策）**の特別メニューとして実施	国：定額 （10aあたり2.5万円以内） 農家：事業費と補助額の差額 詳細	農産局 果樹・茶グループ TEL：03-3502-5957 【九州農政局】 生産部園芸特産課 TEL：096-211-9111（代）
樹勢回復 （被災に伴う樹勢低下からの回復に必要となる整枝及び追加施肥に必要となる作業労務費及び肥料費）		国：定額 （10aあたり2.8万円以内） 農家：事業費と補助額の差額 詳細	

被害を受けたいぐさ農家への支援策について

今回の地震で作業場の損壊や織機等の機械の損傷、水不足による苗の枯死などの被害を受けたいぐさ農家に対し、製織作業の再開や次期作に向けた取組を支援します。

１．支援の内容

（１）水不足で苗が枯死した場合の苗の追加調達に係る経費を助成
（２）本田移植作業委託に係る経費を助成
（３）加工・調製機械（織機等）のレンタルに係る経費を助成
（４）保管中に被害を受けたいぐさ原草・畳表の撤去等に係る経費を助成
（５）被災した生産者が製織作業を再開するために保有するいぐさ原草や織機等の機械を周辺作業場へ輸送する際に必要な輸送経費等を助成
（６）被災した生産者が保有するいぐさ原草及び織機等の機械を集約して製織作業等を共同で実施する際の作業場及び保管庫の借上費を助成

２．対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
（１）苗の追加調達に係る経費助成 （２）本田移植作業委託に係る経費助成 （３）加工・調整機械のレンタル経費助成 （４）保管中に被害を受けたいぐさ原草・畳表の撤去等に係る経費助成 （５）いぐさ原草や織機等の機械の周辺作業場への輸送に必要な経費助成 （６）共同の製織作業場等の借上に係る経費助成	**地震被害に対する** **いぐさ・畳表生産継続特別支援※** **※持続的生産強化対策事業** **（持続的生産強化緊急対策）** の特別メニューとして実施	国：定額、１/２※ 農家：事業費と補助額の差額 ※（１）１/２以内 （２）１/２以内 （３）１/２以内 （４）１人１日あたり5,500円以内 （５）いぐさ原草：１tあたり7,000円以内 機械：１人１日あたり5,500円以内 （６）１/２以内 詳細	農産局 果樹・茶グループ TEL:03-6744-2512 【九州農政局】 生産部園芸特産課 TEL:096-211-9111（代）

生産資材を購入し、営農を再開したい

被災に伴う追加的に必要となった防除・施肥、種子・種苗等の確保、収穫時の調製作業については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

１．支援の内容

（１）被災に伴う追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、営農再開に必要な作業委託及び農業機械等レンタルに係る経費を助成
（２）作物残さ等の撤去に係る経費を助成
（３）被災により追加的に必要となった収穫時の調製作業に係る経費を助成
（４）被災した集出荷施設等における簡易な補修に係る経費を助成
（５）他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成

２．対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
（１）追加防除・施肥、追加的な種子・種苗等確保、営農再開に必要な作業委託及び農業機械等レンタルに係る経費助成 （２）作物残さ等の撤去に係る経費助成 （３）収穫時の調製作業に係る経費助成 （４）集出荷施設等の補修に係る経費助成 （５）農作物の輸送等に係る経費助成	**持続的生産強化対策事業** **（持続的生産強化緊急対策）**	国※：定額、１／２ 農家：事業費と補助額の差額、１／２ ※（１）１／２ （２）作物残さ：10aあたり1,500円以内 ガラス等：10aあたり14,000円以内 保管中のいぐさ原草及び畳表：１人１日あたり5,500円以内 （３）10aあたり8,000円以内 （４）１／２（上限１千万円） （５）輸送経費　１tあたり7,000円以内 手選果経費　１人１日あたり5,600円以内 詳細	農産局 総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 【九州農政局】 生産部生産振興課 TEL：096-211-9111（代）

酪農・畜産関係の支援を受けたい（1/2）

酪農・畜産に係る被害については、以下による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	対象農家※1	支援の内容※2	担当及び問合せ先
畜舎・機械の再建・修繕等	①畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理、簡易畜舎の整備、土砂・がれき等の撤去等の支援が可能 **【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】**	乳・肉 豚・鶏	国　：1/2 農業者：1/2	①、③、⑤、⑥について （酪農関係） 畜産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 （肉用牛関係） 畜産局企画課 TEL：03-3502-0874 （養豚関係） 畜産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 （養鶏関係） 畜産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 ②について ｱ:経営局経営政策課 TEL：03-3502-6444 【九州農政局】 経営・事業支援部 経営支援課 TEL：096-211-9111（代） ｲ:農産局総務課 TEL：03-3502-5945 ④について 畜産局企画課 TEL：03-3502-0874 ⑦について 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
	②被災した畜舎・農業用機械等の再建・修繕に対する支援が可能 **【ア：農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）※5】**	乳・肉 豚・鶏	ア 詳細 国　：1/2※3 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－（国＋県等の負担）	
	②被災した畜産物処理加工施設の再建・修繕に対する支援が可能 **【イ：強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援）】**		イ 詳細 国　：1/2 県　等：県と市町村による負担 農業者等:100%－（国＋県等の負担）	
乳房炎の治療・予防管理等	③乳房炎の治療・予防用資材、搾乳機器点検、予防のための取組等に対する支援が可能**【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】**	乳	国　：1/2等 農業者：1/2等	
酪農ヘルパー利用	④被災農家への酪農ヘルパー出役について、傷病時互助制度の利用が可能**【酪農経営支援総合対策事業】**		国：ヘルパー利用料金のうち、互助基金負担分の2/3以内	
家畜の避難・預託	⑤被災家畜の避難・預託の支援が可能 **【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】**	乳・肉 豚・鶏	国：1/2、農業者：1/2	
家畜導入	⑥被災により、死亡・廃用した乳用牛、肉用牛繁殖雌牛、繁殖用豚の導入の支援が可能 **【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】**	乳・肉・豚	国　：1/2※4 農業者：1/2	
	⑦牛・豚（肥育畜を含む）、鶏の導入について、**農業近代化資金、スーパーL資金等**の活用が可能	乳・肉 豚・鶏	貸付当初５年間の金利負担軽減（２％）等	

※１：対象農家の欄における各表記は次のとおり。乳：酪農家等、肉：肉用牛農家等、豚：養豚農家等、鶏：家きん農家等
※２：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。
※３：被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者を対象に、補助率を3/10から1/2に引上げ。
※４：補助上限：妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭、繁殖用豚(純粋種)100千円/頭、繁殖用豚(交雑種)40千円/頭
※５：農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）は今後も営農を継続することが条件。

酪農・畜産関係の支援を受けたい（2/2）

酪農・畜産に係る被害については、以下による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	対象農家※1	支援の内容※2	担当及び問合せ先
水や電気の確保	⑧停電時の電力確保に要した発電機や断水時の水確保に要した揚水ポンプの借上げ等の支援が可能**【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】**	乳・肉 豚・鶏	国　：1/2 農業者：1/2	⑧について （酪農関係） 畜産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 （肉用牛関係） 畜産局企画課 TEL：03-3502-0874 （養豚関係） 畜産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 （養鶏関係） 畜産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 ⑨について 畜産局飼料課 TEL：03-3502-5993 ⑩、⑪について 畜産局企画課 TEL：03-3502-0874 ⑫、⑬について 畜産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 ⑭について 畜産局企画課 TEL：03-3502-5981 ⑮について 畜産局企画課 TEL：03-3501-1083 【九州農政局】 生産部畜産課 TEL：096-300-6278
国産飼料不足分の購入等	⑨国産飼料が被災したことにより不足する飼料の購入や飼料の品質低下防止等への支援が可能 **【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】**	国産飼料を生産・利用する酪農・畜産農家	国：1/2等 ［飼料購入1㌧あたり5千円以内］ 農業者：1/2等	
経営安定対策の特例措置	⑩**肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）**、⑪**肉豚経営安定交付金（豚マルキン）**における生産者負担金の納付猶予等を実施 ⑫**肉用子牛生産者補給金制度**における生産者負担金の納付期限延長を実施 ⑬**鶏卵生産者経営安定対策事業**における生産者負担金の納付猶予	肉・豚・鶏	－	
負債整理資金の緊急融通	⑭負債の償還に支障が生じた場合、当面の間、毎月末日を貸付日として緊急的に融通することが可能　**【畜産特別支援資金融通事業】**	乳・肉・豚	－	
施設整備・機械導入等	⑮被災した畜産農家等の地域ぐるみでの経営再開、体質強化を進めるため、施設の整備及び機械の導入等の支援が可能 **【畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産ｸﾗｽﾀｰ事業）】**	乳・肉 豚・鶏 飼料生産組織	国　：1/2 農業者：1/2 詳細	

農地、農業用施設、鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい（1/2）

小規模な水路等の復旧活動、長寿命化対策や農地の大区画化や鳥獣被害防止施設等の再整備をする場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

１．支援の内容

（１）農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金）
（２）農業水利施設等の長寿命化対策、防災減災対策等を支援。（農業水路等長寿命化・防災減災事業）
（３）大区画化、汎用化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を支援。（農地耕作条件改善事業）
（４）被災した鳥獣被害防止施設等の再整備を支援。（鳥獣被害防止総合対策交付金）
（５）土地改良事業の農家負担金の利子助成を実施。（農家負担金軽減支援対策事業）

２．対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(1)地域共同による復旧活動の支援	**多面的機能支払交付金**により、損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援	国　　：１／２ 都道府県：１／４ 市町村　：１／４ 詳細	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2447 【九州農政局】 農村振興部農地整備課 TEL：096-300-6495
	中山間地域等において、被災した農地や農地周りの施設の地域共同による復旧活動に既配分の**中山間地域等直接支払交付金**を充当可能	国　　：１／２ 都道府県：１／４ 市町村　：１／４ 詳細	農村振興局 農村政策部地域振興課 TEL：03-3501-8359 【九州農政局】 農村振興部農村計画課 TEL：096-300-6415
(2)農業水利施設等の長寿命化、防災減災対策	**農業水路等長寿命化・防災減災事業**により、農業水利施設等の長寿命化対策や防災減災対策等を支援（総事業費200万円以上、受益者２者以上等）	国　：１／２等 県　等：県と市町村による負担 農業者：100%－（国の負担＋県等の負担） 詳細	（長寿命化対策） 農村振興局 整備部水資源課 TEL：03-3502-6246 【九州農政局】 農村振興部水利整備課 TEL：096-300-6485 （防災減災対策） 農村振興局 整備部防災課 TEL：03-6744-2210 【九州農政局】 農村振興部防災課 TEL：096-300-6520

農地、農業用施設、鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい（2/2）

小規模な水路等の復旧活動、長寿命化対策や農地の大区画化や鳥獣被害防止施設等の再整備をする場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(3)耕作条件の改善等	大区画化、汎用化などを**農地耕作条件改善事業**により支援（総事業費200万円以上、受益者２者以上等）	国　：定額、１／２等 県等：県と市町村による負担 農家：100%－(国の負担＋県等の負担) 詳細	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2208 【九州農政局】 農村振興部農地整備課 TEL：096-300-6502
(4)鳥獣被害防止施設等の再整備	地域協議会や民間団体等が行う被災した鳥獣被害防止施設等の再整備を、**鳥獣被害防止総合対策交付金**により支援	国　：定額※、１／２等 県等：県と市町村による負担 農家：100%－(国の負担＋県等の負担) ※鳥獣被害防止柵を自力施工する場合、資材費のみ定額支援 詳細	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958 【九州農政局】 農村振興部農村環境課 TEL：096-300-6436
(5)土地改良に関する負担軽減等	**農家負担金軽減支援対策事業**により、被災地における農家の負担軽減を実施	国　：定額 詳細	農村振興局 整備部土地改良企画課 TEL：03-3502-6006 【九州農政局】 農村振興部土地改良管理課 TEL：096-300-6432

就農準備資金・経営開始資金、雇用就農資金等の就農支援関連事業の取扱いについて

・被災により農作業を行えない場合等における、就農準備資金・経営開始資金、雇用就農資金等の就農支援関連事業の取扱いは以下のとおり（これから支援を受ける方も同様の取扱い）です。

事項	取扱いの内容	担当及び問合せ先
研修実施日数又は農業生産等への従事日数の考え方	研修実施日数又は農業生産等の従事日数に復旧作業日数の計上が可能 ※被災した農業施設等の片付け及び再建作業、用水路等の整備に係る工事作業等	（就農準備資金・経営開始資金等） 経営局 就農・女性課 TEL：03-3502-6469 【九州農政局】 経営・事業支援部 経営支援課 TEL:096-300-6340 （雇用就農資金等） 経営局 就農・女性課 TEL：03-6744-2160 【九州農政局】 経営・事業支援部 経営支援課 TEL:096-300-6375
研修又は就農状況報告の提出	被災により研修状況報告又は就農状況報告に添付する書類を紛失した場合、県等からの聞き取りや提出可能な書類のみでの報告とするなど柔軟に対応	
研修又は農業経営を休止する場合	被災により研修又は農業経営を休止する場合、当該休止期間に相当する期間、交付期間の延長が可能	

被災した山地、森林作業道の復旧や被害木の伐採をしてほしい

治山対策の実施や被災した森林の早期復旧を支援するとともに、森林保険について継続契約の締結手続の期限を猶予します。

１．支援の内容

（１）被災した山地等の復旧・整備（治山事業）
（２）被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧（森林整備事業）

２．対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した山地等の復旧・整備	**治山事業**により、地震に伴い発生した荒廃山地等の復旧・整備を実施 （事業実施主体：国、都道府県等）	国　：1/2等 県　：1/2等 （※災害復旧等事業の場合 国：2/3等 県：1/3等） （ただし、国有林については国負担：10/10）	林野庁 治山課 TEL：03-6744-2308
被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧	**森林整備事業**により、被災森林における被害木の除去・植栽や被災した森林作業道の復旧等を支援 （事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等）	国　　：3/10 県　等：県と市町村による負担 所有者等：100%－(国の負担＋県等の負担)	林野庁整備課 造林間伐対策室 TEL：03-3502-8065
森林保険の継続契約の締結手続期限を猶予	令和８年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた市町村において、森林保険の保険契約者が保険期間満了の30日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和９年１月29日までに申出があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続を猶予	－	林野庁計画課 森林保険企画班 TEL：03-6744-2082

被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備をしてほしい

木材加工流通施設、特用林産振興施設等が被災した場合、再建に必要な施設等の復旧・整備を支援。
また、被災施設の撤去等の費用も支援を受けることが可能です。

１．支援の内容

（１）被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備（林業・木材産業循環成長対策）
（２）上記に付随する被災施設の撤去等（林業・木材産業循環成長対策）

２．対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等	**林業・木材産業循環成長対策**により、被災した木材加工流通施設や特用林産振興施設等の解体・撤去・復旧・整備及び生産資材の導入を支援 （このほか、木質バイオマス利用促進施設、コンテナ苗生産基盤施設等も支援対象）	国　　：1/2 県等　：県と市町村による負担 林業者：100%－(国の負担+県等の負担) （・木材加工流通施設及び木質バイオマス利用促進施設は、１事業費、おおむね500万円以上であれば支援が可能。 ・特用林産振興施設は、１事業費、おおむね100万円以上であれば支援が可能。 ・コンテナ苗生産基盤施設は、１事業費、おおむね50万円以上であれば支援が可能 （生産資材の導入は事業費の下限なし） （点検及び修理のみを行う場合は事業費の下限なし））	（木材加工流通施設） 林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 （特用林産振興施設） 林野庁経営課 TEL：03-3502-8059 （木質バイオマス利用促進施設） 林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2292 （コンテナ苗生産基盤施設） 林野庁整備課 TEL：03-3502-8065

滞留する製紙用チップや輸出用原木等の新たな販売先を確保したい

大型製紙工場や輸出港等の被災により、滞留する製紙用チップや輸出用原木等の解消を図るため、新たな販売先の確保に向けた取組を支援します。

１．支援の内容

滞留する製紙用チップや輸出用原木等の新たな販売先の確保に向けた地域における需要先の把握やマッチング等（木材流通支援緊急対策）

２．対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
滞留する製紙用チップや輸出用原木等の新たな販売先の確保	**木材流通支援緊急対策**により、大型製紙工場や輸出港等の被災により、熊本県を中心とした九州各県で滞留する製紙用チップや輸出用原木等の解消を図るため、新たな販売先の確保に向けた地域における需要先の把握やマッチング等に必要な経費を支援	国：定額 （民間団体等が行う需要先の把握やマッチング等のソフト経費）	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2290

漁港施設等の復旧をしてほしい

漁港施設等が被災した場合の復旧に対して支援を受けることが可能です。

１．支援の内容

（１）漁港施設等の災害復旧（漁港施設災害復旧事業）
（２）漁港施設等の再度災害防止（漁港施設災害関連事業）
（３）災害復旧と連携した漁港施設用地の機能回復等（水産基盤整備事業）

２．対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁港施設等の災害復旧	**漁港施設災害復旧事業**により、漁港施設等の復旧を支援	国　：1/2、2/3等 激甚災害指定の場合、84% （過去5箇年の実績） 県等　：県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL：03-3502-5638
漁港施設等の再度災害防止	**漁港施設災害関連事業**により、漁港施設災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止し構造物の強化等を支援		水産庁 防災漁村課 TEL：03-3502-5638
災害復旧と連携した漁港施設用地の機能回復等	**水産基盤整備事業**により、災害復旧と連携した漁港施設用地の機能回復・強化対策を支援	国　：1/2等 県等　：県と市町村による負担	水産庁 計画・海業政策課 TEL：03-3502-8491

被災した漁船に係る漁船保険等の対応について

漁船保険・漁業共済における保険金・共済金の早期支払等を実施。

支援内容と漁業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁船保険における保険金の早期支払	漁船保険の加入者に対しては、損害審査を迅速に行い、保険金を早期に支払う 【漁船保険の内容】 ・漁船保険　：漁船について、滅失、沈没、損傷、その他の事故により生じた損害（修理費等）を塡補 ・漁船船主責任保険：船骸撤去費用及び損害賠償責任に基づく損害を塡補	加入時に 　国　：保険料のおおむね40% 漁業者：保険料のおおむね60% 詳細	水産庁 漁業保険管理官 TEL：03-6744-2357
漁業共済における共済金の早期支払	漁業共済の加入者に対しては、損害評価を迅速に行い、共済金を早期に支払う 【漁業共済の内容】 ・漁獲・特定養殖共済：漁船漁業、定置漁業、一部の採貝・採藻業並びにのりやほたて貝等の特定の藻類・貝類等養殖業を対象とし、不漁や生産量減少等を原因とする生産金額の減少による損失を補償 ・養殖共済　：一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償 ・漁業施設共済　：養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償	加入時に 　国　：共済掛金のおおむね40% 漁業者：共済掛金のおおむね60% 漁業収入安定対策事業の加入者については、 加入時に 　国　：共済掛金のおおむね70% 漁業者：共済掛金のおおむね30% 詳細	水産庁 漁業保険管理官 TEL：03-6744-2356

水産業共同利用施設、養殖資機材、ノリ乾燥機を復旧したい

被災した水産業共同利用施設（荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等）、養殖資機材、ノリ乾燥機の復旧に必要な経費に対して支援を受けることが可能です。

１．支援の内容

（１）被災した水産業共同利用施設（荷さばき施設、冷凍冷蔵施設、種苗生産施設等）の整備や整備に伴う撤去を支援
（浜の活力再生・成長促進交付金（被災施設整備等対策））
（２）被災した養殖業者が行う養殖生産用の資機材等の導入を支援（マーケットイン型養殖業実証事業）
（３）被災したノリ乾燥機の地域ぐるみで行う計画的・効率的な点検・整備を支援
（ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策事業）

２．対策事業と漁業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
水産業共同利用施設の復旧・整備	被災した漁業者等の水産業共同利用施設等（荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施設、種苗生産施設等）の整備や整備に伴う撤去を支援 **【浜の活力再生・成長促進交付金（被災施設整備等対策）】**	国　　：1/2（荷さばき施設等）、4/10（加工施設等）等 県等　：県と市町村による負担 漁協等：100%－(国の負担+県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL：03-6744-2391
養殖生産体制の復旧	被災した養殖業者が行う養殖生産用の資機材等の導入を支援、申請から資機材等の導入までの手続の簡素化 **【養殖生産体制復旧対策（漁業構造改革総合対策事業のうちマーケットイン型養殖業等実証事業）】**	国：1/2（上限5,000万） 事業者：1/2 ※養殖業再建・改善計画を作成する必要あり	水産庁 栽培養殖課 TEL：03-6744-2383
ノリ乾燥機の点検・整備	被災したノリ乾燥機の地域ぐるみで行う計画的・効率的な点検・整備を支援 **【ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策事業（浜の活力再生・成長促進交付金のうち資源増養殖目標）】**	国　　：1/2 事業者：1/2	水産庁 栽培養殖課 TEL:03-3502-0895